

学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第11版）

(R2. 4. 22 一部改正)

(R2. 8. 7 一部改正)

(R2. 9. 30 一部改正)

(R2. 11. 13 一部改正)

(R3. 2. 22 一部改正)

(R3. 9. 7 一部改正)

(R4. 1. 18 一部改正)

(R4. 2. 2 一部改正)

(R4. 8. 1 一部改正)

(R4. 9. 16 一部改正)

(R4. 10. 1 一部改正)

(1) 学生・教職員の感染が確認された場合

感染した者が行うこと

①速やかに所属部局に報告

②保健所の指示に従い、入院又は宿泊施設もしくは自宅にて療養（可能な範囲で体調の経過観察表を記載）

③退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受ける主治医や保健所の指示・指導に従い、その内容を所属部局に報告

※有症状患者の場合、発症日から10日間が経過するまでは体調の経過観察を行う。
なお、10日間経過時点で登校禁止、就業禁止が解除されていない場合は、解除されるまでの間、引き続き、体調の経過観察を行う

※無症状患者の場合、検体採取日から7日間の体調の経過観察を行う

該当部局が行うこと

①速やかに感染者の情報を危機対策本部へ報告、なお、当該感染者が教職員の場合は、就業の禁止を決定・通知

②保健所及び危機対策本部の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機の指示

③保健所及び危機対策本部と連携し、感染者が発病する2日前以降の行動及び濃厚接触した者を特定

④保健所の指導のもと、危機対策本部と連携し、感染者の勤務等していた建物や部屋などの消毒作業（必要な場合は一時閉鎖）

⑤危機対策本部の指示により、活動・業務の再開（感染者が担当していた業務等の支援体制の整備）

⑥感染者より、退院又は宿泊（自宅）療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容や職場復帰の目安（※）に基づき、当該感染者が学生の場合は登校禁止の解除を決定し、併せて危機対策本部に報告、教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容及び職場復帰の目安に基づき就業の禁止の解除を決定・通知のうえ、人事部人事・労務課に報告

（※）職場復帰の目安は、次の1）及び2）の両方の条件又は3）を満たすこと。無症状患者の場合は、次の4）の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも7日が経過している

- 2) 解熱剤を服用していない状態で、解熱後に少なくとも24時間が経過しており、発熱以外の症状^(*)が改善傾向^(**)である
(*) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢
(**) 各症状を4段階(なし:新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度:何かに集中すると忘れる程度、中等度:常に不良を感じる程度、重度:日常生活に支障をきたす程度)で評価し、すべて「なし」または「軽度」の状態が1日以上継続している
- 3) 入院している者については、発症後から10日間が経過し、かつ、症状軽快後72時間経過している
- 4) 無症状患者の場合は、検体採取日から7日が経過している。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日経過後(6日目)に解除を可能とする。また、当該期間は、自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)とする

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より感染者情報を入手した場合、速やかに該当部局に報告
- ②感染者の発生状況について、京大病院クラスター班に報告
- ③必要に応じ、京大病院クラスター班と連携し、以下の初動対応を実施
 - 1) 保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の停止を指示
 - 2) 保健所及び該当部局と連携し、濃厚接触者の特定
 - 3) 保健所の指導のもと、該当部局と連携し消毒作業
- ④保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の再開の指示
- ⑤学内外への広報
- ⑥業務等の支援体制への協力

(2) 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
- ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から5日間(※)は自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)及び7日間は体調の経過観察。ただし、2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能
(※)同居家族等の濃厚接触者となった場合は、次のいずれか遅い方の日から5日間(以下同じ)
 - 1) 感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)
 - 2) 感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
- ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(1)により対応
- ⑤5日間又は短縮までの期間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果を報告。引き続き7日間を経過するまで体調の経過観察を行う
※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能

該当部局が行うこと

- ①速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部へ報告
- ②保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から5日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び7日間の体調の経過観察を指示
- ③濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
- ④報告を受けた5日間又は短縮までの期間の体調の経過観察の結果により、自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）の解除を指示。引き続き7日間を経過するまで体調の経過観察を指示
- ⑤濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（1）により対応

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より濃厚接触者情報を入手した場合は、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局へ濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から5日間の自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）及び7日間の体調の経過観察を指示
- ③業務等の支援体制への協力

(3) 同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員が行うこと

- ①学生・教職員は、登校や出勤に制限を設けませんが、同居者に症状が出た場合は、自宅待機（在宅勤務、自宅学習など）。登校や出勤時には正しいマスクの着用、手洗い、密の回避等感染予防対策の徹底を図る
- ②同居者がPCR検査又は抗原検査を受け、「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告し、保健所及び危機対策本部等の指示・指導のもと、上記（2）により対応

（厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

（日本環境感染学会：新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

該当部局が行うこと

- ①同居している濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（2）により対応

危機対策本部が行うこと

- ①学生・教職員が濃厚接触者となった場合は、上記（2）により対応

(4) 学生・教職員が新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合

※類似症状とは、咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定診断が付いている場合は除外する。

学生・教職員が行うこと

- ①類似症状を呈した場合は、医療機関又は保健所に相談（PCR検査等を受けることも含め）のうえ、自宅待機（業務命令、自宅学習など）及び体調の経過観察
※京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談（休日、夜間、かかりつけ医がない場合などは、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（075-414-5487）に相談）
- ②速やかに状況を所属部局に報告
※PCR検査等を受けることとなった場合にも所属部局に報告
※新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（1）により対応
- ③以下2点の両方を満たした場合、自宅待機は解除
 - ・発症後、7日以上が経過している（起算日：発症日を0日目）
 - ・解熱剤を服用していない状態で、解熱後に24時間以上が経過しており、発熱以外の症状^(a)が改善傾向である（起算日：解熱日・症状消失日を0日目）(a) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢
- ④自宅待機の解除後7日間は、体調の経過観察を行う

該当部局が行うこと

- ①以下2点の両方を満たした場合、自宅待機の解除
 - ・発症後、7日以上が経過している（起算日：発症日を0日目）
 - ・解熱剤を服用していない状態で、解熱後に24時間以上が経過しており、発熱以外の症状^(a)が改善傾向である（起算日：解熱日・症状消失日を0日目）(a) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(5) 学外の感染者が学内に立ち入った場合

該当部局が行うこと

- ①危機対策本部より、濃厚接触した者がいたと連絡があった場合は、上記（2）により対応

危機対策本部が行うこと

- ①保健所等の指示・指導のもと、学内で濃厚接触した者を把握
- ②濃厚接触した者がいた場合は、保健所の指示・指導のもと、所属部局に報告し、上記（2）により対応
- ③保健所の指導のもと、該当部局と連携し、消毒作業

(参 考)

- ◎ 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す。
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）
- ※ 京都府HP（濃厚接触者Q&A） <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/qa.html>

◎ 「患者（確定例）」とは、「新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

◎ 「感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から退院又は宿泊（自宅）療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

◎ 登校禁止、就業禁止及び自宅待機（在宅勤務、業務命令及び自宅学習）の解除に際し、医療機関に対して「治癒証明書」や「陰性証明書」の発行を求めない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000758785.pdf>

◎ 保健所等の行政機関との連絡調整は、危機対策本部が担当する。

◎ 濃厚接触者の判断について

- ・保健所が感染者の行動を確認し、濃厚接触者を決定することになる。ただし、感染の拡大状況により、保健所から濃厚接触者に該当する旨の連絡がない場合であっても、前述の「濃厚接触者」とはに該当する者は、「濃厚接触者」として取り扱う。
- ・濃厚接触者の判断については、同じ事務室内で業務を行っていたとしても、明らかな接触がないことなどにより、濃厚接触者とならない場合もある。

◎ 消毒作業については、保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、専門業者に依頼することを基本とする。

ただし、緊急を要し、清掃業者を手配できない場合、危機対策本部において当該部局と連携し、消毒作業を実施する。

本学教職員が消毒作業を行う場合は、感染者が利用した区域（部屋、エレベータ、廊下、トイレ等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「(厚生労働省) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」※を参考に実施する。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

この「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第11版）」に定めるもののほか、感染確認時等における対応については、各自治体保健所等の指示・指導に従う（各自治体ホームページ参照）

なお、医療従事者については、別に定めることが出来る

(問い合わせ先)

総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel.075-753-2226

E-mail: 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※体調の経過観察の提出先

施設部環境安全保健課保健衛生掛

Tel.075-753-2400

E-mail: hoken-corona@hoken.kyoto-u.ac.jp

※ 体調の経過観察については、[別添様式](#)をご使用ください。